

区長報告第二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七百七十九条第一項の規定に基づき、港区介護保険条例の一部を改正する条例を平成三十一年三月二十九日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和元年五月二十九日

港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「平成三十年度から」を「平成三十一年度及び」に改め、「まで」を削り、「二万九千九百七十六円」を「二万四千三百五十六円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万七千四百七十円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度

及び平成三十二年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万六千八百三十八円とする。

付 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四項までの規定は、平成三十一年度分の保険料から適用し、平成三十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。